

規則等の案の概要

1 規則の案の名称

静岡市図書館条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

静岡市立図書館は利用者サービスのDX化促進を目的に、電子申請による利用者登録、電子図書館、図書館カード等の利用者情報スマートフォン等表示を導入するため、静岡市図書館条例施行規則の一部改正を行います。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）電子申請による利用者登録に係る規定の追加

非来館による利用者登録を実現するため、電子申請により図書館カード交付申込書（様式第1号）にある事項の入力、本人確認書類及び登録要件を満たすことが確認できる書類の画像添付を行うことで、図書館カードに代わり図書館サービスの利用が可能なWeb利用者番号の交付を受けることができる規定を追加します。

併せて、電子申請で入力した事項の変更の届出及びWeb利用者番号の他人への譲渡、貸与、不正使用の禁止について規定します。

（2）電子図書館の導入に係る規定の追加

パソコンやスマートフォン等で電子書籍を借りて読むことができる電子図書館の導入にあたり、サービスの提供に関する基準を設けます。

①電子図書館を利用することができる者は、市内に居住する者、又は市内に通勤・通学する者としてします。

②電子書籍の貸出期間を貸出日の翌日から2週間以内、貸出点数を3点以内とします。

③電子書籍の複製、営利利用、第三者への転貸を禁止します。

（3）図書館カード等利用者情報のスマートフォン等表示に係る規定の追加

図書館カード又はWeb利用者番号の交付を受けた利用者については、資料の貸出し等に必要利用者情報（バーコード）を利用者のスマートフォン等に表示することで、図書館カードを携帯せずにサービスを受けることを可能とする規定を追加します。

（4）用語の整理その他形式的な変更

上記（1）～（3）を規定するため、用語の整理、条又は項の繰下げその他形式的な変更を

行います。

(5) 図書館カード交付申込書の改正

図書館カード交付申込書（様式第1号）について、記入が不要な項目の削除、元号の削除・追加その他形式的な変更を行います。

(6) 団体用図書館カード交付申込書及び図書館カード現況届出書の改正

団体用図書館カード交付申込書（様式第3号）及び図書館カード現況届出書（様式第4号）について、以下の追加を行うとともに、記入が不要な項目の削除、用語の整理その他形式的な変更を行います。

①様式第3号、様式第4号に団体の担当者の氏名を記載する欄を追加します。

②様式第3号に添付書類（団体の活動内容がわかる資料）に係る記載を追加します。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和6年3月1日